

概要版

清瀬市立中学校「部活動の活動指針」

～子供たちの遠い未来を見据えた運営体制を目指して～

基本方針

本市の部活動において、市教育委員会として以下の点を重視し、本市の生徒にとって望ましい、生涯にわたって豊かなスポーツ・文化活動に親しむことのできる資質・能力を養う。

- 「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が豊かなスポーツ・文化活動を通じて、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校の教育活動との関連を図り、合理的でかつ効率的、効果的に取り組む。
- 学校、家庭・地域が連携して生徒の生涯を見据えた部活動の環境を整備し、学校として持続可能な運営体制を構築する。

適切な運営のための体制整備

○部活動の方針の策定等

- ・市教委⇒「部活動の活動指針」を策定・公表
- ・校長⇒「部活動の活動方針」を作成・公表
- ・顧問⇒「年間及び毎月の活動計画」を作成・公表

○指導運営に係る体制の構築

- ・市教委⇒部活動指導員を配置
- ・校長⇒適正な数の部活動を設置、複数顧問制の導入
- ・市教委及び校長⇒業務改善及び勤務時間の管理

合理的でかつ効率的、効果的な活動の推進

○適切な指導の実施

- ・「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて一部活動に関する総合的なガイドライン」（都教委）を活用

○部活動用指導手引の活用

参加する大会等や練習試合等の見直し

- 市教委⇒大会等の統廃合を主催者に要請
- 校長⇒生徒と顧問等が参加する大会等を精査
- 顧問⇒活動と休養にメリハリを付け、モチベーションを維持

適切な休養日等の設定

○週当たり2日以上休養日の設定

（平日、週休日各1日以上、できないときは他の日に振り替え）

○休養期間の設定

- ・定期考査期間（生徒及び教員が、定期考査の準備等に係る期間）
- ・学校閉庁期間（夏期及び冬期）

○活動時間の設定

平日は2時間程度、週休日及び長期休業中は3時間程度
年間を通して原則、最長でも午後6時30分完全下校

○その他

- ・朝の活動は、午後の活動時間と合わせて2時間程度
- ・休養期間が大会前1週間の場合、実施可能（ただし、自由参加）

生徒のニーズを踏まえた多様なスポーツ・文化活動に親しめる環境の整備

- 地域連携サークル（仮称）*の設置
- 総合運動部や総合文化部の設置推進
- 中学校体育連盟への加盟協力

※地域連携サークル（仮称）とは、各学校の施設貸し出し制度を利用し、既存もしくは新たに地域の児童・生徒を受け入れ可能とする地域スポーツや文化活動の団体のこと。